

伊勢茶の振興に関する条例（素案）の策定に向けて議論が必要な事項について

1 伊勢茶の定義

- ・ 条例の対象となるお茶の範囲については、「三重県産のお茶全般を広く対象とすること」として了承されたところ、条文上どのように表記（定義）するかは、改めて検討することとしていた。
- ・ このたび、条文案として、資料 2「条例上の伊勢茶の定義について（正副委員長案）」を作成したので、委員間討議で検討したい。

2 伊勢茶学に基づく食育の推進

- ・ 素案における伊勢茶学に基づく食育の推進の規定については、「伊勢茶学」の定義も含めあくまで仮の表現としている。どのような内容を「伊勢茶学」とし、県に対しどのような施策を推進することを求めるかは、委員間討議において引き続き検討することとしている。

※ 資料 3 4 頁「② 伊勢茶学に基づく食育の推進」を参照。

3 条例の題名

- ・ 伊勢茶の振興に関する条例（仮称）としているが、正式な題名は委員間討議で検討することとしている。

※ 資料 3 1 頁【題名】及び参考資料 2 を参照。

4 前文

- ・ 前文の規定の有無について、委員間討議で検討することとしている。
- ・ 前文を書くのであれば、その要旨を特別委員会で決定した上で、事務局で案を作成する予定。

※ 資料 3 1 頁【前文】、参考資料 2 及び参考資料 3 を参照。

5 伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）

- ・ 伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）を設けることについては了承しているが、具体的にどの時期が良いかについては議論がまだの状態。

※ 資料 3 4 頁～5 頁「(4) 伊勢茶の日（or 伊勢茶月（週）間）」を参照。